

## 滋賀県保健医療計画の一部改定について（滋賀県医師確保計画（原案）および滋賀県外来医療計画（原案）について）

### 1. 趣旨および位置づけ

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保することを目的として昨年7月に医療法が改正された。

この法改正に基づき、医療法第30条の4第1項の規定に基づく「滋賀県保健医療計画」の一部として、「滋賀県医師確保計画(医師の確保に関する事項)」および「滋賀県外来医療計画(外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項)」を策定するものである。

### 2. 計画期間

現行の「滋賀県保健医療計画」の終期に合わせ、令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)の4年間とする。

### 3. 策定スケジュール

|                 |        |  |
|-----------------|--------|--|
| 令和元年<br>(2019年) | 7月     | 医療審議会(諮問)  |
|                 | 7月～12月 | <医師確保計画><br>医療審議会・同保健医療計画部会、地域医療対策協議会<br><外来医療計画><br>医療審議会・同保健医療計画部会、地域医療構想調整会議(7圏域) |
|                 | 11月    | 庁内へ意見照会  |
|                 | 12月    | 常任委員会(計画原案報告)<br>県民政策コメントの実施<br>市町・関係団体への意見照会  |
| 令和2年<br>(2020年) | 3月     | 医療審議会(答申)<br>常任委員会(計画案・県民政策コメント結果報告)<br>厚生労働大臣報告                                     |
|                 | 4月     | 公示(滋賀県公報)  |